

居宅介護支援事業所管理者 様  
介護予防支援事業所管理者 様

津山市環境福祉部  
社会福祉事務所高齢介護課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第11報）」の留意事項について

令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の問5について、下記のとおり留意事項等をお示しいたします。

1 留意事項等

(1) 適用開始期間

5月利用予定分から

(2) 算定要件

①モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行っていること。

当該月にモニタリングを実施していること（電話等によるモニタリングを含む）。

②給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。

当該月に当初は利用する予定であったことを前提に、利用者に対しサービス利用票等を交付し、サービス提供事業者に対しサービス提供票等を交付していること。

(3) 記録

算定にあたっては、個々のケアプランの支援経過等に、当初ケアプランで予定していたサービス利用がなくなった理由や経緯等を記録しておいてください。

(4) 本取扱いの適用範囲

居宅介護支援費、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

(5) 国保連合会への請求

給付管理票の提出が必要。当初ケアプランで予定していた計画単位数を記載すること。